

利用の流れ

乳幼児健康診査・医療機関・その他機関・自発相談

那覇市こども発達支援センター

相談事業

- 相談員による面談
- 発達検査
- 嘱託医相談
- 親子わくわく教室

訓練事業

- 理学療法
- 作業療法
- 言語聴覚療法

障害児通所支援事業

- 児童発達支援
- 保育所等訪問支援

地域支援事業

- 発達支援保育
- 児童施設訪問支援

相談支援事業所

障がい福祉課

受給者証

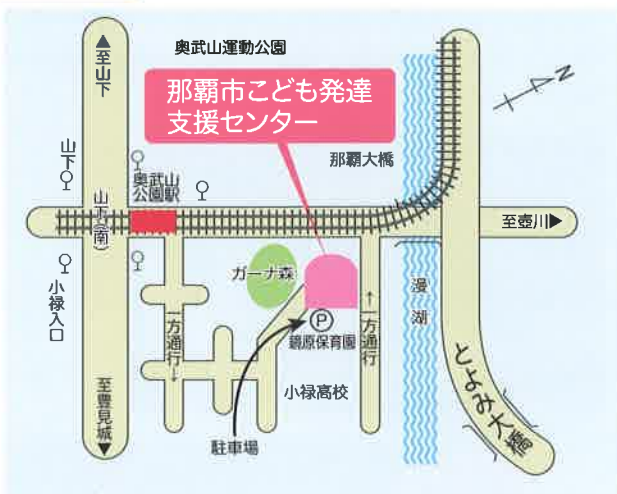
他の障害児通所支援事業所

保育園
幼稚園・こども園
認可外施設
その他

開所時間 月曜日～金曜日
8時30分～17時15分

閉所日 土・日曜日
年末年始(12月29日～1月3日)
国民の祝日
慰霊の日(6月23日)

案内図



交通手段

- 〈ゆいレール〉
奥武山公園駅下車
- 〈市内線〉
9:小禄石嶺線 (小禄入口バス停下車)
11:安岡宇栄原線 } (奥武山公園駅前バス停下車)
17:石嶺(開南)線 }
- 〈市外線〉
446:那覇糸満線 } (小禄入口バス停下車)
55:牧港線 }
88:宜野湾線 }
98:琉大線 }
101:平和台・安謝線 (奥武山公園駅前バス停下車)



那覇市こども発達支援センター

就学前の児童の
発達に関する相談と訓練
および
障害児通所支援事業
地域支援事業



〒901-0151 那覇市鏡原町10番40号
TEL:098-858-5206 FAX:098-858-5246

目的

発達に援助を必要とする児童、保護者及び関係機関への支援

対象

那覇市内に居住する就学前の児童、保護者及び関係機関

事業内容

1. 相談事業

○相談員による面談

当センターを利用していただくには、まず電話で初回面談の予約を取っていただきます。初回面談で児童について気になることや成育歴などを伺い、必要な支援に関する相談や関係機関との調整を行います。

○心理士による発達相談

発達に遅れがある、対人面に苦手さがある等、発達全般についての相談に応じます。児童の発達状態を知るために発達検査を行います。



○嘱託医師による相談

小児科、児童精神科等の医師が、児童の発達に関する相談を受けます。

○親子わくわく教室

児童と保護者が遊びを通して関わり方を学び、発達や育児について相談したり、支援の方法を共に検討します。

2. 訓練事業

○理学療法士による相談及び訓練

まだ四つ這いが出来ない、まだ歩行が出来ない等の運動の遅れ、転びやすい、公園の固定遊具で遊べない等の運動の苦手さがある児童、運動障がいのある児童の相談や訓練を行います。

○作業療法士による相談

食事や着替えなどの日常生活動作、握り方やつまみ方、はさみや鉛筆操作など手先の不器用さに対し活動を通して支援を行い、生活用具(スプーン・お箸など)や環境(椅子や机の高さなど)の調整を提案します。また、落ち着きがない等、気になる行動や感覚の過敏さ、鈍感さがある児童の相談を行います。



手の発達
段階に合わせた
用具の提案



○言語聴覚士による言語相談

ことばが遅い、発音の誤りがある、吃音があるなど、ことばに関する全般的な相談を行います。



3. 障害児通所支援事業

③この事業を利用するには、相談支援事業所で相談のうえ、市役所(障がい福祉課)において受給者証の発行手続きが必要です(事業の利用は有料です)。

○親子通園による児童発達支援(在宅児童が対象です)

親子通園を通して保護者と共に、集団活動や家庭における児童の姿を共有し、理解を深め、一人一人の特性や発達段階に応じた発達支援を行います。



小集団
クラス

集団
クラス



○保育所等訪問支援

訪問支援員(センター専門職員)が保育園等を訪問し、児童が集団生活へ適応出来るよう専門的な支援を行います。

4. 地域支援事業

○発達支援保育

発達支援保育を実施している保育園・こども園の職員およびその対象となる保護者に対し、巡回による相談や学習会、研修会などの支援事業を実施します。

○児童施設訪問支援

施設長の依頼を受けて施設を訪問し、職員に対し必要な専門的支援を行います。